

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月31日（平成30年（行情）諮問第379号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第437号）

事件名：業務について改善点の提示等を行った文書（職業安定局で保有されているものであって、外部公表されているもの等を除く）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているもの及び監査・監察の文書を除く。職業安定局で作成取得され保有されているものに限定する。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月9日付け厚生労働省発職0709第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

非常に多くの職員が勤務しており、多額の予算を使用して業務を遂行されているにもかかわらず、厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書が無いとは考えられません。PDCAサイクルなど、改善プロセスを働かせる取組が行われているにもかかわらず、請求した文書がないというのもあまりに不自然すぎます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年6月3日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているもの及び監査・監察の文書を除く。職業安定局で作成取得

され保有されているものに限定する。）」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、平成30年7月9日付け厚生労働省発職0709第1号により、不開示決定(原処分)を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月14日付け(同月17日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。(厚生労働省ホームページ等で外部公表されているもの及び監査・監察の文書を除く。職業安定局で作成取得され保有されているものに限定する。）」の開示を求めるものである。

「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等」は、政策評価、行政事業レビューの実施及び雇用保険二事業の評価を行っている。

これらは全て厚生労働省ホームページにおいて公表されており、請求者自らが厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除くとしていることから、行政文書として作成又は保有していないとしても、不自然・不合理な点はない。

以上のことから、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考える。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書が無いとは考えられません。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年8月31日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月10日 | 審議 |
| ④ | 同年2月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していないことについて、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件審査請求に係る開示を請求する行政文書の名称等は、当初、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除く。職業安定局で作成取得され保有されているものに限定する。）」であったが、審査請求人から処分庁に対して、「監査・監察の文書を除きます。」という文言を追加する旨の連絡があったことから、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているもの及び監査・監察の文書を除く。職業安定局で作成取得され保有されているものに限定する。）」について原処分を行った。

「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等」は、政策評価、行政事業レビューの実施及び雇用保険二事業の評価を行っている。政策評価は行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいて行われるものであり、行政事業レビューについては、平成25年4月5日閣議決定「行政事業レビューの実施等について」に基づいて行われているものである。また、雇用保険二事業の評価については、平成12年9月の中央職業安定審議会雇用安定等事業部会において、「雇用を取り巻く状況の変化に対応して、「重点化」、「体系化」を図るとともに、政策手法、運用面からの点検を図ることにより、「簡素合理化」を図る」とされたことにより行われ、平成16年度からは、PDCAサイクルによる目標管理を行っているものである。

これらは全て厚生労働省ホームページにおいて公表されており、審査請求人自らが厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除くとしていることから、行政文書として作成又は保有していないとしても、不自然・不合理な点はない。

イ 本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて職業安定局に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

ウ したがって、本件対象文書については、これを保有していないため、

法 9 条 2 項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子